

第98号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立東灘区文化センターほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立東灘区文化センター	神戸市中央区楠町4丁目2番2号 公益財団法人神戸市民文化振興財団 代表理事 服部 孝司	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市立灘区文化センター		
神戸市立兵庫区文化センター		
神戸市立北区文化センター		
神戸市立北神区文化センター		
神戸市立長田区文化センター		
神戸市立須磨区文化センター		
神戸市立北須磨文化センター		

神戸市立垂水区 文化センター		
神戸市立西区文 化センター		
神戸市立灘区民 ホール	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財・文化律灘共同企業体 代表者 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	

理 由

神戸市立東灘区文化センター等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。